

## 1 都市農業の推進について

多くの市民を抱える大消費地としての立地の優位性を生かして、市民に新鮮で安全・安心な農産物を提供する地産地消の推進による販路拡大により、地域の中心的な経営体をはじめ、新規就農者や小規模販売農家など多様な担い手の農業所得の向上を目指す様々な取組を行うことや、食農教育の推進、学校給食における地場農産物の利用拡大など、都市農業を推進していくため、次の施策を行うこと。

### (1) 地産地消の推進による販路拡大について

ア 市内で様々な農産物が生産されていることや、その旬の時期などについて消費者の世代別に効果的な手法でアピールをするとともに、地場農産物や地場農産物加工品のブランド化、販路拡大、生産支援など生産振興を強化すること。

#### 【回答】

地場農産物等のアピールにつきましては、市ホームページ掲載内容の充実や、広報紙による情報発信を行っています。若年層に対しては、農業体験学習事業や、保育園での食育推進事業を実施しているほか、農業協同組合においても食農体験教室を実施しています。

地場農産物等の生産振興の強化につきましては、生産物の高品質化等に資する新規技術の導入支援として、相模原市農業協同組合に「実験圃場整備事業補助金」を交付しているほか、さがみはら農産物ブランド協議会と連携し、ブランド化推進品目のブランド化の推進に取り組んでいます。

加工品のブランド化につきましても、農業協同組合への加工品開発事業等委託により、6次産業化の促進を図っています。

販路拡大の取組につきましては、市民朝市の開催や、各種イベントの参加、学校給食への地場農産物の導入に取り組んでいます。

また、生産支援につきましては、「市野菜振興対策事業補助金」や「市果樹振興対策事業補助金」等で栽培に係る薬剤等並びに農業用資材の購入に要する費用を補助することで、経済的支援を図っています。

引き続き、地場農産物の魅力の更なる発信と、農産物や加工品のブランド化、販路拡大、生産支援などに取り組んでまいります。

イ 農協農産物直売所や農協と連携し、生産者や販売者などへの地産地消の更なる推進に資する調査結果や検討結果の情報提供に努め、また、生産者・販売者・消費者との情報交換や交流を深める取組を推進すること。

#### 【回答】

地産地消の推進につきましては、農業協同組合の農産物直売所等と連携し、市農業まつり等で地場農産物を周知するとともに、農産物や加工品のブランド化による消費者への定着を図っています。

また、地域内の学生等と連携し、地産地消の推進を目的に、地場農産物に係

る調査を行っており、その結果を生産者や販売者へ情報提供するほか、学校給食での利用拡大を目指し、生産者や農業協同組合、神奈川県農業技術センターなどと定期的に情報交換を行っています。

ウ 食農教育を推進するため、食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組として、未就学児童や小・中学生に向けた農業者等による出前授業や、学校農園など栽培から関わる農業体験等を継続・拡充すること。

#### 【回答】

子ども達を対象とした食農教育の推進につきましては、農業体験学習事業や、保育園での食育推進事業を実施しているほか、農業協同組合においても食農体験教室等を実施しています。

小学校におきましては、生活科や社会科の授業等で、地域の農家の方から話を聞いたりインタビューしたりしながら農業の工夫や苦勞を学ぶ機会を設けている学校や、学校の敷地内で育てているバケツ稲の管理方法について農家の方にオンラインで質問し、助言をいただいている学校があります。

また、相模川自然の村野外体験教室におきましては、農業体験や稲作体験を希望する園や学校が、田畑で作付けや収穫等の体験をしています。

引き続き、食育や農業の学習を通して児童生徒が食への理解・関心を深められるよう努めてまいります。

エ 学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、小・中学校、義務教育学校と農業者の連携が深まるよう、両者の情報交換や交流の機会を積極的に作ること。また、市内全域でより多くの農業者の農産物が学校給食に活用できるような体制づくりをするとともに、納入業者の登録方法や発注から納入までの流れを分かりやすく農業者へ周知すること。

#### 【回答】

学校給食における地場農産物の活用につきましては、令和4年度から6年度に実施したモデル事業において抽出した課題に対応すべく、生産者や農業協同組合、青果納入業者及び市場と積極的に意見交換を行いながら体制づくりをしています。

本年度につきましては、5月及び8月に関係者全体の会議を実施し、その中で出た意見については、各小学校及び各学校給食センターの栄養士等と学校給食課担当者が一堂に会する会議を通じて、随時、情報共有をしています。

また、農業協同組合に本事業（地場農産物使用拡大の取組）について農業者へお声がけの協力をいただいております。ご希望の方には、学校給食課において学校給食用物資納入業者への登録や、本事業における発注から納入までの流れなどを書面を用いながら個別に説明をするようにしています。

オ 市内に多くみられる小規模農家の販売先を確保するため、一定の地域エリアごとの直売所の設置など、農協等関係機関と連携した支援策を進めること。

**【回答】**

一定の地域エリアごとの直売所の設置を含む小規模農家の方を対象とした支援策等につきましては、実施について農業協同組合と検討してまいります。

(2) 援農ボランティアは農作業をサポートするために必要であるとともに、市民が農業の理解を深める機会となることから、それぞれの農協と連携し、援農ボランティアを育成し増やしていくための取組を支援すること。

**【回答】**

援農ボランティアにつきましては、作業内容に見合った人材の確保が必要であることから、援農ボランティアを育成する「市民農業研修講座」や「農業セミナー」の申込者数を増やすため、市ホームページや広報誌のほか、市有施設へのポスター掲出、市民農園の利用者への個別案内など、更なる周知を図ってまいりました。

また、相模原市農業協同組合と連携し、インターネットフォームによる申込受付を行ったほか、神奈川つくい農業協同組合においては、申込対象区域を緑区全域に広げたことで、申込者数が増加し、一定の成果が得られました。

引き続き、農業協同組合とともに、援農ボランティアを利用している農業者や、援農ボランティアのご意見を伺いながら、更なる受講者の確保に努めてまいります。

(3) 農業生産コストの増加等への対応について

肥料、飼料及び農業資材等の購入価格の高騰が続き、農業経営を取り巻く状況が厳しい中、国・県の様々な施策について情報収集を行い、国・県の交付金や補助事業を積極的に活用するとともに、引き続き、国・県に対して継続的な支援を要望すること。また、市として、農業生産コストの増加に対応する給付金の支給をはじめ、継続的な支援に取り組むこと。

**【回答】**

農業生産コストの増加等への対応につきましては、国や県の様々な施策の情報収集に努め、市が活用できる農業者の支援に迅速に対応してまいります。

令和6年度におきましては、依然として、肥料や飼料の価格の高止まりが続いており、農業経営を取り巻く状況が厳しいことから、令和7年度に肥料や飼料の価格高騰分の一部について、給付金を支給しています。

また、継続的な支援を国や県へ要望するとともに、「食料・農業・農村基本法」の改正により、「食料の合理的な価格の形成」についての規定が新たに追加されたことなどから、引き続き、肥料や飼料の価格、生産物の価格の動向を注視し、

国や県の施策と連携しながら、取り組んでまいります。

(4) 農業の脱炭素化に向けた環境配慮型農業の推進について

ア 「みどりの食料システム戦略」など国の動向や、肥料・資材代高騰などの情勢を注視し、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した環境配慮型の農業や、有機農業の取組面積の拡大について、県及び農協等の関係機関と連携して取り組み、農業者へ補助制度等の情報提供や、農業者や消費者への周知啓発に努めること。

【回答】

環境配慮型農業の推進につきましては、国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業拡大の方針を示したことを受け、本市においても有機農業を推進するため、農業者を対象とした講習会の開催や、市内に実証圃場を設置して堆肥の活用などによるハウレンソウの栽培実証を行うなど、有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培技術の向上・共有化や、有機農業への理解促進に取り組んでいます。

農業者への財政支援につきましては、農業協同組合を通じ、環境保全型農業資材の導入に対する補助金を交付しているほか、国の「環境保全型農業直接支払交付金」についても、必要に応じ情報提供を行い、活用いただいています。

また、有機農産物等の販路開拓や、有機農業等に対する消費者理解醸成を促進することを目的としたマルシェの開催や、生活協同組合が主催するイベントにおいて、有機農産物等コーナーを設置するなど、消費者への周知啓発にも取り組んでいます。

イ 市が策定した「有機農業実施計画」について、計画や実施する事業の概要を広く農業者へ周知するとともに、有機農業の生産段階の推進や有機農業で生産された農産物の流通などへの取組を進めるとともに、学校給食への導入について検討すること。

【回答】

「市有機農業実施計画」につきましては、令和5年6月に計画を策定したことを周知する「オーガニックビレッジ宣言」を市ホームページにおいて公表し、農業者等への周知を行っています。

また、事業実施にあたりましては、認定農業者等に対して広く周知を行っています。

有機農業の生産から流通までの取組につきましては、農業者を対象とした講習会を開催し、栽培技術の向上・共有化を図るとともに、マルシェの開催や、有機農産物等コーナーの設置など、有機農業者の組織化や販路拡大に向けた支援などを行っています。

学校給食につきましては、地場農産物の使用拡大を進める生産者団体を立ち上げ、有機農業や特別栽培の農業者も参画するなど、導入の拡大を図っています。

(5) 都市農業の周知啓発について

ア 生産緑地の保全に向けて、特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度及び生産緑地地区における農業関連施設の建築規制の緩和などについて、農業者に対する情報発信を継続すること。

【回答】

生産緑地に係る制度につきましては、優良農地の保全に向け市ホームページや広報紙、関係機関紙などを通じて、生産緑地法の改正内容や特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度などを引き続き周知してまいります。

イ 都市農業や農地が、食料の供給だけでなく、食及び食を支える人々の活動への理解を深める場、交流の場、良好な景観の形成や防災空間など多面的な機能を有していることを本年度策定予定の都市農業振興ビジョンに明記するとともに周知啓発し、市内における農業への理解促進を図ること。

【回答】

都市農業につきましては、多面的な役割を果たしており、大変重要であると認識しています。

そのため、農業委員会を始め、農業協同組合等と連携し、都市農業の振興に係るあらゆる施策を通じ、市民への理解促進に努めています。

今後は、令和8年度からの次期「さがみはら都市農業振興ビジョン」において、都市的な土地利用との調和を図りながら、貴重な農地を保全していくため、都市農業の役割を明確にするよう「都市農業振興基本法」に基づく地方計画に位置付け、更なる都市農業の機能を発揮する施策を展開するとともに、市ホームページやチラシ等において周知啓発し、市民への理解促進が図られるよう取り組んでまいります。

(6) 総合的な相談体制の充実について

補助金や農地のあっせんなど農業者の様々な相談や手続きについて、効率的・迅速に対応するため、農業委員会・農協等の関係機関と綿密な連携を図るとともに、相談会の開催やホームページの充実など、相談しやすい体制づくりや分かりやすい情報発信に取り組むこと。

【回答】

農業者への様々な相談や手続きにつきましては、農業委員会や農業協同組合

等と連携し、各農業者の状況に応じて寄り添った対応をしています。

また、農業委員会とともに、かながわ農業アカデミー主催の「市町村合同新規参入就農相談会」に参加するとともに、本年度は、新たに「新規就農者出張相談会」の開催や、「企業等の農業参入オンラインセミナー」に参加するなど、更なる個人・法人の参入促進を図ってまいりました。

情報発信の取組につきましては、農業委員会や農業協同組合等と連携し、市ホームページの見直しや、リーフレットの作成など、わかりやすい情報発信に取り組んでまいりました。

引き続き、相談しやすい体制づくりや、分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など、様々な要因により発生している。

特に、津久井地域におけるニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等や、旧市域におけるアライグマ、ハクビシン、タヌキ等による農作物への被害は深刻な問題であり、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる大きな原因となっている。

鳥獣被害対策をはじめ、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の施策を行うこと。

### (1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組について

ア 本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査や遊休農地の所有者への利用意向調査などにより、遊休農地への対策に取り組んでいるが、市においても、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、雑木林化した農地等の荒廃地周囲の営農環境を悪化させない取組について支援すること。

#### 【回答】

遊休農地の内、耕作放棄地につきましては、「相模原市耕作放棄地対策協議会」を通じた耕作放棄地の再生や、その再生に必要な農業機械の借上げに係る支援を行っています。

しかしながら、本年7月28日の本協議会の総会において、本年度内に解散すると議決されたことから、令和8年度以降につきましては、県における同様の事業である「荒廃農地復旧流動化推進事業」を利用させていただくよう、周知に努めてまいります。

また、地域計画による農地の利用集積・集約化により、遊休農地の発生防止・解消を図ってまいります。

イ 遊休農地の発生の防止に向け、将来農業経営を継承する又は農業経営に携わって間もない農業後継者のサポート体制の構築や、相続等により農業を継続で

きない場合に農地のあっせんなどを行う相談体制づくりについて検討すること。

**【回答】**

農業後継者や、相続等により農業を継続できない方を対象としたサポートにつきましても、引き続き、農業委員会、県、農業協同組合及び農地中間管理機構等と連携し、個々の状況に応じて対応してまいります。

(2) 鳥獣被害への対策について

ア シカやイノシシなどの鳥獣被害は、農作物の損害だけでなく、営農意欲の減退に繋がるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めて対策を充実させること。電気柵設置補助金の予算拡充、箱ワナ等で捕獲したハクビシンやタヌキ等の小型鳥獣の処分に係る支援に取り組むこと。

**【回答】**

農地における被害防除につきましては、適切な電気柵等の設置が効果的であるため、市内全域を対象として、農作物鳥獣害防護柵への設置補助事業を実施しており、今後も農業者への設置指導に努めてまいります。

また、市全域でアライグマ、ハクビシン等の捕獲、緑区において、シカ、イノシシ等を含めた継続的な捕獲にも取り組んでいます。

中央区・南区における鳥獣被害への対策につきましては、現在実施している市みどり組合連絡協議会に対する銃器や捕獲罠等による駆除や追い払いへの支援を継続しつつ、相模原市農業協同組合と情報共有を行い、対策の検討を進めてまいります。

電気柵設置補助金の拡充や小型鳥獣の処分に係ることにつきましては、引き続き、関係機関へ要望を行ってまいります。

イ 「鳥獣被害防止計画【第3期】」に基づき、地域住民・農業者・有害鳥獣対策協議会・市が一体となって取組を進め、農協・猟友会等との連携により、相談窓口を充実すること。また、ツキノワグマの出没が増え、人命に関わる危険や農作物被害が懸念されるため、速やかに生息の実態調査を取りまとめるとともに狩猟の自粛の見直しを含めた方針を示すよう県に要望すること。

**【回答】**

第3期鳥獣被害防止計画の根幹である「地域ぐるみの対策」を推進するため、地域・関係機関と積極的に情報共有を図りながら取り組んでまいります。

相談窓口につきましては、令和2年度から神奈川つくい農業協同組合で鳥獣被害対策相談ダイヤルを開局し、被害の取りまとめや、現地調査にご協力を頂いています。

なお、相談の利便性を高めるため、電話受付以外の手段を検討してまいります。

また、県内のツキノワグマの生息状況につきましては、令和4年度から6年度にかけて県が調査を実施した結果、丹沢山地における生息数は約80頭と推定され、非常に少ないことから、狩猟自粛を継続する方針と伺っています。

ウ ニホンザルについては、藤野地区（小淵・佐野川・沢井・吉野）や相模湖地区（小原・千木良・与瀬）においては、県境をまたぐニホンザルの個体群の被害が継続していることから、隣接都県と連携して効果的な対策を講じること。また、津久井地区（青野原・鳥屋）におけるニホンザルの個体群の被害も増えていることから、県を中心に関係機関との連携により効果的な対策を講じること。

#### 【回答】

県境を跨ぎ生息するニホンザル群につきましては、八王子市、上野原市及び本市の3市で、効果的な対策についての連携を進めています。県の群れごとに管理するという手法により、効果的な捕獲実績が出ていることから、両市とも神奈川県方式に関心を示しており、県には東京都や山梨県に対して、本県の手法を取り入れていただくよう働きかけを要望しています。

また、津久井地域に出没するニホンザルの対策につきましては、県の管理計画に基づき、個体数調整を進めるとともに、これまでの追い払いや、市民への煙火の配布のほか、銃器を使用して実施する追い上げなどにも取り組んでまいります。

エ 津久井地域におけるヤマビルの被害を減らすために、農業者等への啓発活動や生息域の拡大を防止するための対策を充実させること。

#### 【回答】

ヤマビル対策につきましては、生息域の拡大を防止するため、地域が行う草刈り等の環境整備活動に対して助成をするとともに、大型鳥獣等の捕獲を進めています。

また、令和5年度に実施した、食酢を利用したヤマビル対策実証実験で一定の効果が得られたため、食酢を活用した駆除方法につきましては、普及啓発に努めてまいります。

なお、ハイカー等、人への寄生を防止するため、登山口等の21箇所にヤマビルポスト（忌避剤の配置）を設置しており、注意喚起を行っています。

オ 全国での先進的な取組事例を調査し、各地域の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じること。ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生生物の実態把握や追い払い等の実用化に向けた取組を継続するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置等、狩猟者の高齢化に対応した施策について検討すること。

**【回答】**

ニホンジカ・イノシシの被害が発生している地域において、ICT付き大型捕獲檻を導入しています。これにより、夜間において自動捕獲が可能となったほか、出没状況を鑑み、移設することが可能となっています。

現在、ドローンを2機保有しており、ニホンザルの追い払いを実施するほか、集落環境調査に活用するなど、地域や猟友会等の関係団体と行政が連携した、地域ぐるみの被害対策を推進しています。

今後、ドローン操縦の資格者の確保、新たな取組に活用できる機能を有するドローンの購入を検討してまいります。

また、鳥獣被害対策実施隊の設置につきましては、担い手になると思われる猟友会の意見を聴きながら、検討してまいります。

**3 担い手への農地利用の集積・集約化及び営農環境の整備について**

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるとともに、営農環境を整備するため、次の施策を行うこと。

(1) 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画に掲げられた既存農道の補修、未整備農道や用水路の整備について取組を進めること。特に次の地区については、重点的に進めること。

ア 大島諏訪森下地域の水田地帯については、水稻作の活性化を進めるに当たり、大型農機の導入等の環境を整えるため、外周道路・基幹農道の整備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。

**【回答】**

大島諏訪森下地区の水田地帯における幅員4メートル以下の狭小な農道につきましては、大型機械が導入できないことから、作業効率が悪く、収益性も低くなるため、基盤整備が必要であると認識しています。

今後、地域計画に基づいた担い手の耕作状況や、農地の集約化の状況などを勘案しながら、地域の農業者や関係団体とともに基盤整備を検討してまいります。

イ 大沢地区内の農用地については、農地間の境界が分かりづらく、集積・集約化が進まない一因となっていることから、境界を明確化するための支援を検討すること。

**【回答】**

境界の明確化に関する支援につきましては、県に対し、境界杭等の撤去及び地中化に係る財政支援を国へ働きかけるとともに、県単独の補助事業の創設についても検討するよう要望しています。

ウ 金原地区の農業振興と、これを基軸とした地域の活性化を目指す基本構想に基づき、地域の農業者との意見交換や情報提供を行い、営農環境や生産性の向上が図られるように、金原地区の土地改良事業計画の概要の検討を進めること。

**【回答】**

金原地区土地改良事業につきましては、土地改良事業計画概要を策定し、県営施行に向けて県との協議を進めてまいります。

また、事業実施に必要となる土地改良区の設立に向けた支援を行うとともに、地元地権者組織である推進委員会の運営支援なども引き続き行ってまいります。

(2) 「地域計画」については、農業者の意向を踏まえながら随時見直し、関係機関との協議により役割分担を明確にし、連携しながら進めること。また、農業者に対して必要となる情報を随時周知すること。

**【回答】**

地域計画につきましては、農業関係者の皆様のご意見を伺いながら、随時見直しを行い、農地の利用集積・集約化を推進してまいります。

また、営農環境の整備につきましては、農地の利用集積・集約化に資するものであることから、農業者の皆様に補助制度などを周知しながら、併せて取り組んでまいります。

(3) 市で調査した地下水及び道保川で有機フッ素化合物（PFAS）であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が指針値（暫定）を超えて検出されており、今後も定期的に状況を確認するとともに、周辺の農業者等への情報提供を行うこと。

**【回答】**

市内河川及び地下水のPFOS及びPFOAに関する定期的な状況確認につきましては、指針値を超過した地点の状況を年1回確認します。

調査結果につきましては、調査実施後、随時、市ホームページにて情報提供をし、より伝わりやすい情報提供の方法を検討してまいります。

(4) 資材置場等の設置に伴い、周辺農地の営農環境や生活環境が悪化することのないよう、国・県と情報共有しながら、市独自の条例の制定を検討するなど、対策を講じること。

**【回答】**

廃棄物、再生資源、建築用の材料などの資材を堆積又は保管するための置場につきましては、良好な営農環境や生活環境を保全する上での課題になりうると認識しています。

この内、再生資源物の保管に関する規制について、現在、国において法制度の創設等が検討されていることから、そうした動向を注視してまいります。

また、国や他自治体の動向も合わせて注視してまいります。

#### 4 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 農協やかながわ農業アカデミー等と連携しながら、市内の高校や大学に農業の魅力をPRするなど、市内に新規参入者を増やすための取組を推進すること。

特に、かながわ農業アカデミーと市内農業者の研修生の受入れ実績などの情報共有を図り連携すること。

##### 【回答】

新規参入の促進につきましては、農業委員会や農業協同組合等と連携した農地のあっせんや、かながわ農業アカデミーと連携した就農相談の機会充実のほか、「新規就農者育成総合対策」による所得支援を行うなど、担い手の確保・育成に向けた取組を進めています。

また、市内農業者の研修生の受入実績につきましては、かながわ農業アカデミーと情報共有を行うなど、引き続き、連携に努めてまいります。

- (2) 新規参入希望者に対して、就農前の研修に係る補助・支援制度など必要な情報が広く行き渡るように周知すること。

##### 【回答】

新規参入希望者に対しましては、農業委員会や農業協同組合、かながわ農業アカデミーと連携しながら、市ホームページや、リーフレットにより就農時期等に応じた必要な情報提供を行っています。

- (3) 参入して間もない農業者について、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず、農業経営の安定化、農業技術の向上をはじめ、農機具や作業場の確保に係る相談などに対する支援を充実すること。

また、親元就農では定年後に就農する人が多いことから、国・県に対して、50歳未満に限定されている新規就農者向けの補助制度について、50歳以上の新規就農者を交付対象とするとともに、親元就農の場合の交付要件を緩和するよう要望すること。

##### 【回答】

新規就農者の支援につきましては、「新規就農者育成総合対策」による経営が

安定するまでの資金や、機械や設備等の導入に係る補助のほか、農業委員会、県及び農業協同組合と連携したサポートチームによる技術面、経営面における相談等の支援を行っています。

出荷調製場所の確保につきましては、引き続き、市の管理する施設の活用も含め、状況の改善につながる方策について、農業協同組合と連携して検討するとともに、国や県に対しても、市や農業協同組合が行う出荷調製場所の施設整備に対する活用しやすい補助事業の創設等を要望しています。

50歳以上の新規就農者や農業後継者への支援につきましては、「新規就農者育成総合対策」の対象年齢の引き上げや、親元就農5年以内の継承要件の見直しなど、新たな担い手が活用しやすい実態に即した制度設計とするよう、引き続き、国や県に要望してまいります。

- (4) 新規就農者の販路の確保や納品までの効率化など、農協と連携を図りながら積極的な支援を行うこと。

**【回答】**

新規就農者の販路の確保につきましては、農業協同組合と連携し、農産物直売所等への出荷や、市民朝市の出店等に向けた支援を行っているほか、有機農業者等につきましては、マルシェの出店や、イベント等における有機農産物等コーナーの設置などに向けた支援を行っています。

また、納品までの効率化につきましては、市場へのお荷奨励金を交付し、出荷を促進するなど、農産物の安定供給に向けた支援に努めています。

以 上